

第4章 環境配慮事項

当該事業を計画するに当たって、環境保全について配慮した事項は、次のとおりである。

4.1 基本的配慮事項

4.1.1 改変面積の最小化

事業計画地における廃棄物最終処分場の増設の検討に当たっては、土地の改変や樹木等の伐採を最小限とし、影響の最小化に努める。

4.1.2 造成工事に係る配慮

(1) 大気汚染物質の排出抑制

・掘削位置及び事業計画地内における建設機械の走行ルートに散水を実施することにより、粉じん等の発生を抑制する。

・工事工程を調整することにより、建設機械の同時稼働台数の集中を避け、粉じん等の発生の低減に努める。

・建設機械の稼働が過度に集中することによる粉じん等が発生しやすい状況を回避するため、工事工程の調整を行う。

・排ガス対策型建設機械の採用に努めるとともに、空ぶかし運転、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。

・資材等の運搬車両の走行に当たっては、特定の時間に集中しないように配慮するとともに、空ぶかし運転、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。

(2) 騒音対策

・低騒音型建設機械の採用に努めるとともに、空ぶかし運転、高負荷運転を避け、騒音の発生を抑制する。また、工事車両の走行に当たっては、法定速度を遵守するとともに、急発進等を避け、道路沿道への騒音の影響を低減する。

・工事工程を調整することにより、建設機械の同時稼働台数の集中を避け、騒音の低減に努める。

・資材等の運搬車両の走行に当たっては、特定の時間に集中しないように配慮するとともに、空ぶかし運転、高負荷運転を避け、騒音の低減に努める。

(3) 振動対策

・低振動型建設機械の採用に努めるとともに、高負荷運転を避け、振動の発生を抑制する。

・資材等の運搬車両の走行に当たっては、特定の時間に集中しないように配慮し、振動の低減に努める。

(4) 濁水の発生抑制

・切土・盛土等は、降雨時をできるだけ避けて行う。

・降雨時の濁水、土砂流出、異常出水等に配慮して、工事を行う。

・沈砂池を設ける。

(5) 動植物への配慮

・造成工事開始前に、工事関係者に対して、安全教育と同様、地域の自然環境や配慮事項について、工程会議又は朝礼時等を利用して十分教育を行う。

(6) 廃棄物対策

・工事中に発生した伐採木や残土等は、積極的に再利用し、これら廃棄物の発生を抑制する。

4.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

4.2.1 大気汚染物質の排出抑制及び騒音・振動対策

・廃棄物運搬車両の走行に当たっては、車両の定期的な点検整備の実施、法定速度の遵守、空ぶかし・急発進の回避等により、大気汚染、騒音、振動の発生防止に努める。
・埋立作業中は、散水等を行い、粉じん等の発生防止に努める。

4.2.2 悪臭の発生防止

・廃棄物の埋立処分後は、即日覆土を行い、悪臭の発生を防止する。

4.2.3 水質汚濁物質の排水抑制等

・廃棄物最終処分場からの浸透水は、放流槽に集水後、普通河川へ放流する。
・大雨後、泡の大量発生等の異常がみられた場合は、すみやかに原因究明を行う。

4.3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

・学術上貴重な植物群落等が確認された場合は、移植等による保全を行う。

4.4 人と自然との豊かな触れ合いの確保

・土堰堤築堤後ただちに植栽等により緑化を図り、景観への影響の最小化に努める。
また、埋立跡地は植栽等により緑化を図り、景観への影響の最小化に努める。

4.5 環境への負荷

・工事中に発生した伐採木、残土等は積極的に再利用し、これらの廃棄物の発生を抑制する。